

## 墓地使用者の承継手続の取扱い基準

平成22年 8月 3日 建設緑政局長決裁

### 1 目 的

墓所及び収蔵遺骨の承継手続を公正かつ公平に行うため、統一的な取扱い基準を定める。

### 2 承継原因

承継が認められる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 使用者が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (2) 使用者が後見、保佐又は補助開始の審判を受けたとき。
- (3) 使用者の婚姻、養子縁組、離婚、養子離縁などの身分関係の変動により祖先の祭祀を主宰する者を変更する必要性が生じ、使用者が承継者を指定したとき。
- (4) 家庭裁判所が承継者を指定したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用者が80歳以上の高齢や疾病等の理由により、祭祀を主宰することが困難になった場合その他市長が特別に必要があると認めた場合で、使用者が承継者を指定したとき。

### 3 承継者となる者

承継者は、使用者に代わり祖先の祭祀を主宰する者でなければならず、次に掲げる者とする。

- (1) 使用者の親族（民法第725条）（2・(3)においては、原因発生前の者）  
配偶者、六親等内の血族、三親等内の姻族
- (2) 特別縁故者（民法958条の3）  
内縁の配偶者、特別の縁故のあった者等
- (3) 当該墓所に埋蔵されている者又は霊堂に収蔵されている者（以下、「埋蔵者等」という。）の親族（但し、墓所を承継しようとする場合は、埋蔵者が埋蔵当時の使用者の親族であった場合に限る。）
- (4) その他
  - ア 使用者の遺言により指定された者
  - イ 2・(2)における後見人等により指定された者
  - ウ 家庭裁判所が指定した者

### 4 承継者の順序

- (1) 使用者、家庭裁判所、後見人等が承継者を指定した場合  
指定された者
- (2) 使用者が死亡又は失踪宣告を受けたときで、指定がない場合

- ア 使用者の配偶者及び子(第1順位者)のうち、祖先の祭祀を主宰していることを自ら疎明した者
- イ 第1順位者全員の協議により定められた者
- ウ 第1順位者が存在しない場合で、第2順位者(第1順位者以外の親族及び特別縁故者等)のうち、祖先の祭祀を主宰していることを自ら疎明した者
- エ 第1順位者が存在しない場合で、第2順位者の協議により定められた者

## 5 提出書類

- (1) 共通の必要書類
  - ア 承継使用申請書
  - イ 墓地使用許可証
  - ウ 申請者の住民票(本籍・続柄記載のもの)
  - エ 申請者の戸籍謄本(申請日前6か月以内に発行のもの)
  - オ 誓約書(実印を押したもの)
  - カ 印鑑登録証明書(申請日前3か月以内に発行のもの)
- (2) 承継の原因を証明する書類
  - ア 承継の原因が2・(1)に該当する場合  
当該事実を証明する書類(戸籍謄本等)
  - イ 承継の原因が2・(2)に該当する場合
    - (ア) 成年後見人等の権限又は任意後見契約の内容等登記事項が記載された登記事項証明書
    - (イ) 承継者指定書(実印を押したもの)
    - (ウ) 後見人等の印鑑証明書
  - ウ 承継の原因が2・(4)に該当する場合  
審判書又は調停調書(原本を提示し、写しを提出)
  - エ 承継の原因が2・(3)、(5)に該当する場合
    - (ア) 当該事実を証明する書類(原本が1通に限られる場合は原本を提示し、写しを提出)
    - (イ) 承継者指定書(実印を押したもの)
    - (ウ) 使用者の印鑑証明書
  - オ 遺言による場合  
遺言書(原本を提示し、写しを提出)
- (3) 使用者又は埋蔵者等と承継者との続柄を証明する書類
  - ア 戸籍謄本等
    - (ア) 使用者又は埋蔵者等と承継者との続柄が確認できる戸籍謄本(5(1)エで確認できない場合)

(イ) 外国籍の場合、続柄が記載されている外国人登録（閉鎖）済証明書  
イ 審判書（特別縁故者の場合）

原本を提示し、写しを提出

(4) 祭祀を主宰する者であることを疎明する書類

祖先の祭祀を主宰していることについて、自ら疎明する場合で、次に掲げる書類を提示し、写しを提出するものとする。

ア 葬儀の喪主として葬儀費用を負担したことを証する領収書等

イ 法事の施主として行った法事の通知や費用の領収書等

(5) 承継者代表承諾書

祖先の祭祀を主宰することについて自ら疎明する者がいない場合で、承諾者が複数いる場合

(6) 承継者承諾書

祖先の祭祀を主宰することについて自ら疎明する者がいない場合で、承諾者が1人の場合

#### 〔改正経過〕

平成21年5月29日 「使用者に代わって、祭祀を主宰する者であることを疎明する者」の範囲を広げ、これに伴い、一部提出書類を省き、事務手続きの簡素化・迅速化を図るものとする。

平成22年8月 3日 墓所又は収蔵遺骨が無縁となることを防止する観点から承継者となる者の範囲を、墓地に埋蔵されている者又は霊堂に収蔵されている者の親族までに広げる。

使用者の身分関係の変動により使用者が承継者を指定する場合に、氏の変動が伴わない場合も含める。